

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月4日（金）午後3時00分～午後3時20分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階西会議室
3. 出席委員 農業委員8名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	
2	今村平治郎	9		2	
3		10	前田 全計	3	
4		11		4	
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13			
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (9名) 鶴山、小川、上田、藤岡、本郷、岡本、寺田、稲岡、吉岡

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 許可・受理の取消願について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から6月の定例委員会を開催致します。本日は、委員の過半数だけで出席願いましたから、委員8名で定数は満たされていますので、総会が成立することを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に12番、弓場委員さんと1番、森本委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしく願います。

議 長

それでは、議事日程、第3、議事に入ります。

事務局

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明を願います。

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権移転の異動でございます。
番号1番、申請地、大字市場 □□□番（田）□□□□㎡、

譲受人、大字市場、□□□□、譲渡人、大字市場、□□□□ 外3名、
売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、3, 465㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第1番目、高田西保育所より□へ約□□□mのところであり
ます。

番号2番、申請地、大字西坊城 □□□番1（田）□□□㎡、

譲受人、樺原市、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、68, 857㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第2番目、出簡易郵便局より□□へ約□□□mのところであり
ます。

番号3番、申請地、大字西坊城 □□□番1（田）□□□㎡、

譲受人、樺原市、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、68, 857㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第3番目、出簡易郵便局より□□へ約□□□mのところであり
ます。以上、議第1号につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも
具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条
第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地
を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、
又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から
見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回
取得する農地も含めて、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、
支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につい
ては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲
受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、譲受人又は世帯員等の耕作の内容
及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がな
いものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれ
にも該当しないため、許可用件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、議第1号につきまして何かご意見、
ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 質問がないようですので採決致します。
それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。
続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明を願います。
事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。
番号1番、申請地、大字野口□□□番4(田)現況(田)□□□㎡、
大字野口□□□番4(田)現況(畑)□□□㎡、合計□□□㎡
使用借受人、大字野口、□□□、
使用貸出人、大字野口、□□□□、
申請地は、使用貸借権の設定により、農家住宅への転用申請でございます。
場所は、調査順序表第4番目、JR和歌山線出屋敷踏切より□□に約□□□mのところであります。

番号2番、申請地、大字勝目□□番4(田)現況(田)□□□㎡、
譲受人、大字出、□□□□、
譲渡人、大字勝目、□□□□、
申請地は、売買による所有権移転により、露天駐車場への転用申請でございます。
場所は、調査順序表第5番目、県道大和高田御所線勝目交差点より□に約□□mのところであります。以上、議第2号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 事前に梅田農地部会長、木下副部会長、地区担当の前田委員、会長並びに事務局で
部会長 現地調査を行い協議しておりますので、農地部会長よりその報告を願います。
それでは、報告させていただきます。

番号1番□□□□さんからの申請です。現況は、耕作されています。周囲の状況は、
北側と東側は所有農地 南側は道路 西側は雑種地です。
120cm盛り土し、土砂の流出がないように造成されます。
汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水されます。
出屋敷水利組合からも同意を得ています。隣接農地はございません。
周囲への被害はないものと思われます。
番号2番□□□□さんからの申請です。現況は、畑作されています。
周囲の状況は、北側は奈良県所有の道路予定地 南側は水路 東側と西側は宅地です。
現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。
雨水は、自然浸透で南側既設水路に排水されます。勝目水利組合からも同意を得ています。
隣接農地はございません。周囲への被害はないものと思われます。
この2案件につきましては、妥当な申請であろうとの結果でした。
以上、報告させていただきます。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に
基づく農地転用許可基準による検討事項について説明を願います。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1番、野口の農地区分は、JR和歌山線五位堂駅より約300m内に位置し、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関からの融資でまかなう計画で、金融機関のローン審査結果の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約5ヶ月で完成との計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして適当な面積であると考えます。

番号2番、勝目の農地区分は、近鉄浮孔駅より約300m内に位置し、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約1ヶ月で完成との計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして適当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番1(田)□□□㎡、
借受人、大字西坊城、□□□□、貸出人、大字西坊城、□□□□、
解約理由は、売却するためでございます。

以上、議第3号につきましては、1件の通知でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長

他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第4号その他の1番、専決処分報告について報告第1号、許可・受理の取消願について説明致します。

番号1番、転用届出地、大字根成柿□□□番5(田)□□□㎡、
借受人、天理市、□□□□□□、貸出人、橿原市、□□□□、

取消理由は、第5条届出受理書取得後、奈良県高田土木事務所の指導により転用の目的が達成できない問題が生じたため。

本件は、4月の定例委員会におきまして、事務処理規定に基づき、市街化区域農地の転用届出分として専決処理を行い事後報告致しました案件です。

その後、申請人から第5条届出受理の取消願いが提出され、第4条届出の申入れがありましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、許可・受理の取消願についての専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議 長 　ないようですので、これで報告第1号を終わります。
次に報告第2号、報告第3号をあわせて議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件と報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について、あわせて説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年4月25日から令和2年5月25日までの届出分でございます。

報告第2号 第4条届出 番号1番、

転用届出地、大字根成柿□□□番5 (田) □□□m²、届出人、橿原市、□□□□
店舗を建築するための転用届出であります。

令和2年5月8日に確認委員の中江委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

報告第3号 第5条届出 番号1番、

転用届出地、大字有井□□□番1 (畑) □□□m²

大字有井□□□番4 (畑) □□□m²、あわせて□□□m²

譲受人、大阪府守口市、□□□□□□□□□□□□□□、

譲渡人、千葉県千葉市、□□□□

転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和2年5月13日に確認委員の奥本副会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第4条関係1件、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議 長 　ご意見ご質問ないようですので、報告第2号、3号を終わります。
確認委員の奥本副会長、中江委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。それではこれで6月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今村平治郎

署名委員 弓場一郎

署名委員 森本輝雄